

商標法32条 他人の作品を商標として使用との民事紛争 に対して、法院は受理すべきである

日付: Apr 23
2020

双葉社は、万慧達に依頼して、恩嘉公司等3名の被告に「クレヨンしんちゃん」を商標としての使用行為に対して、双葉社の享受する著作権を侵害したことに対して訴訟を提起した。一、二審の法院は、本件は、商標登録出願に関連する知的財産権の紛争案件に属し、法院は受理すべきではないと判断した。

最高院の再審では、双葉社の訴えに対し、誠益公司、世福公司等が商標出願時に、著作権を有する「クレヨンしんちゃん」との芸術作品の出願登録またはそれ使用は違法であり、更に恩嘉公司等が許可なしで製品の販売、宣伝に芸術作品を違法に使用したとした。

双葉社は、このような製品の販売や宣伝などの使用行為に対して訴訟を提起することは、民事上の権益をめぐる争いであり、民事訴訟法第108条の規定に該当し、人民法院が受理すべきであるとした。本件は2008年最高院の知的財産権裁判年報案件に選ばれた。



爭議商標 1026605、1044841



爭議商標 1026602